

令和 8 年 9 月 18 日

豊中市長
長内 繁樹 様

UA ゼンセン大阪府支部
支部長 松浦 勝治

UA ゼンセン 日本介護クラフトユニオン
近畿総支部長 磯部 徹



介護保険サービス事業所における管理者の専従義務・兼務の適正化に関する要請

日頃より、豊中市政の推進ならびに介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、介護保険サービス事業所の管理者は、原則として「常勤専従」とされる一方、「管理上支障がない場合」には兼務が認められています。令和 6 年度介護報酬改定に向けた介護給付費分科会では、「管理者の役割・業務」を整理すべきこと、保険者ごとのローカルルールの解消、見直し後の検証の必要性等が指摘されました。その対応方針として、利用者へのサービス提供上の事象を適時適切に把握し、職員・業務を一元的に管理・指揮命令するという管理者の責務を明確化したうえで、その責務を果たせる場合には、同一敷地内等に限らず、同一事業者の他事業所・施設の管理者または従業者との兼務を可能とする見直しが行われました。

しかし、日本介護クラフトユニオン（NCCU）が令和 8 年 4 月 10 日から 24 日に介護保険サービス事業所の管理者を対象に実施した調査（別添資料：回答 1,094 件）では、68.5%が管理者以外の職種を兼務し、兼務者 782 人のうち 77.6%は所定労働時間内に業務が収まらず、78.8%は兼務により「管理業務に支障がある」と回答しました。兼務を認める場合に必要なルールとして、57.5%が「管理者業務の最低時間（時間数・割合）の確保」を挙げており、制度上の前提と現場実態との乖離は早急な改善が必要と考えています。つきましては、社会保障審議会介護給付費分科会委員である貴職におかれまして、令和 9 年度介護報酬改定に向けた議論において本課題を改めて俎上に載せ、次の改善を国に働きかけていただくよう要請致します。

1. 「管理上支障がない場合」の具体化、およびそのチェック体制の構築。

管理業務に充てる最低時間・割合、兼務できる職務・役割数、禁止・制限する組合せ、代行・本部支援体制等を明確にし、勤務表等で確認できる仕組みを設けること。

また、運用が適切になされているかをチェックできる体制を構築すること。

2. 全国的な実態把握と効果検証

サービス種別・規模、兼務職種・数、管理業務時間、時間外労働、事故・苦情、職員定着等を調査し、兼務が責務遂行とサービスの質・安全に及ぼす影響を検証すること。

3. 自治体運用の標準化

全国共通の解釈・確認項目を示すとともに、地域事情に応じた判断がなされる場合の透明性を確保すること。

管理者が本来の役割を十分に果たせる環境は、介護従事者が働き続けられる職場と、利用者に対する安全で質の高いサービスの基盤です。ついては、制度改善にご尽力くださいますよう強く要請いたします。